

議案第 10 号

平成17年度生駒市一般会計補正予算（第3回）

平成17年度生駒市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成18年3月9日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
衛 生 費	保 健 衛 生 費	浄 化 槽 設 置 整 備 事 業	26,200
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 費	道 路 橋 梁 新 設 改 良 事 業	137,000
	都 市 計 画 費	街 路 事 業	54,100
		京 阪 奈 新 線 関 連 街 路 事 業	170,000